

水道事業 料金改定について

全員協議会 令和6年10月15日

	発言内容	回答
1	県水の料金改定が企業庁の方で行なわれているが、その影響を考慮した料金改定案であるのか。	県水の受水料金について現在、企業庁の方で値上げの検討が行われていることは承知しているが、改定額が示されていませんので、現在の受水費用で財政シミュレーションを行っております。
2	県水の契約水量は1,700m ³ であると思うが、この水量がちょうど良い水量なのか、余っているのか。	現在60%～70%の使用量となっており、40%を切ると40%までの使用料を求められますので、現在は契約水量を超える超過料金が発生することもなく、使い足りないこともありませんので、ちょうど良いと考えています。
3	80%、90%なら分かるが、60%～70%であると多いようと思うがどうか。	使用量の多い日もありますので、80%、90%となると余裕がなくなりますので、ちょうど良いと考えております。
4	基準外の繰出しが、1億2千万ぐらいあると思いますが、9月議会の一般質問の答弁において、基準外繰入が4,500万円ぐらいに抑えられるということであった。基本料金の設定については、補助事業の要件を満たすということなので、一定の理解はするが、従量単価が他市町と比べると高い。基準外繰出しの削減額を少なくして、従量単価を抑えるなどの検討は行えないのか。	料金改定にあたりましては、それぞれの事業で適正な料金水準を定めて料金単価を算定します。そのうえで、あまりにも使用者の負担が大きくなったときには、基準外の繰出しを一般会計に求めるのが基本的な考え方となっています。水道事業につきましては、今後水道管の更新事業を行っていく必要がありますので、今回の料金改定案とさせていただいております。
5	前回の改定から10年目の改定ということですが、今度の改定も10年であると考えてもよいのか。	今後の見直しの方針ですが、おおむね5年ごとに料金水準が適正であるかの判断を行っていく予定です。物価高騰などの社会情勢の変化もありますので、10年据え置くとは言えません。
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		